

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年12月1日 ～ 令和12年11月30日までの 5年間

## 2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。

### <対策>

- 令和8年1月～ 従業員へのヒアリング、取り組みの検討開始
- 令和8年4月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布

目標2：子の看護休暇制度を拡充する。

（子の対象年齢の拡大、育児介護休業法の規定を上回る日数付与など）

### <対策>

- 令和7年12月～ ニーズについてヒアリング調査
- 令和8年4月～ 導入後の影響調査、取り組みの検討開始
- 令和8年6月～ 従業員への周知、就業規則改定